



国産木材を活用した 外壁・外構の木質化 への支援

補助対象経費の
1/2以内
上限
3,000万円
を補助



木の街並み創出事業

民間施設（オフィスビルや商業施設等）において、都民の目に触れ、接することができる、建築物の外壁や外構に広く木材の利用を進めることで、多摩産材をはじめとした国産木材の普及と需要拡大を図ります。

支援内容

対象事業

国産木材（多摩産材を3割以上）を使った外壁・外構の木質化

対象施設

都民の目に触れ、接することができる
東京都内に所在する民間施設

補助金額

補助対象経費の2分の1以内
(下限額 500万円、上限額 3,000万円)

※本事業は東京都と契約を結んで、(公財)東京都農林水産振興財団が運営しています。



育てます豊かな食とみどりの東京
財團法人 公益 東京都農林水産振興財団
Tokyo Development Foundation for Agriculture, Forestry and Fisheries



木の街並み創出事業

対象事業

国産木材(多摩産材を3割以上)を使った外壁・外構の木質化

対象施設

都民の目に触れ、接することができる東京都内に所在する民間施設

応募対象者

事業費の2分の1以上の自己資金及び借入金を保有し実施可能な者(国又は地方公共団体等を除く)

補助金額

本事業に要する経費(補助対象経費)の2分の1以内(下限額500万円、上限額3,000万円)

募集条件

下記のア～オのすべてを満たすこと。

- ア 外壁・外構(木塀、門扉、パーゴラ、ベンチ、デッキ等)に国産木材(うち多摩産材を3割以上使用すること)を使用していること。
- イ 補助金申請額が500万円以上(補助対象経費が1,000万円以上)であること。
- ウ 一般都民の目に触れ、接することができること。
- エ 施設の利用者に対し、多摩産材をはじめとする国産木材利用の旨を発信すること。
- オ 多摩産材をはじめとする国産木材は、外壁の場合1m²当たり0.01m³以上(補助対象面積の50%以上が木材でおおわれていること)、外構の場合1m²当たり0.012m³以上使用すること。

事業者決定までの流れ

①申請

事業申請書及び添付資料を持参又は郵送ください。

②審査

事業申請書及び添付資料を基に、書類審査を実施します。

事業者決定

事業の特色

工事の着工及び竣工が申請年度以降の事業、工期が数年かかる事業でも申込みが可能です(ただし、令和5年度末までの竣工及び事業費支払い完了が必須)。

※すでに全体または一部について契約を締結している場合や、着工している場合でも、補助金交付が認められる場合もありますので、ご相談ください。



申請にあたっては、
Webサイトをご確認ください

東京都農林水産振興財団 木の街並み

検索

<https://www.tokyo-aff.or.jp/>



にぎわい施設で目立つ多摩産材推進事業

内装や什器等について多摩産材を使用する案件については、「にぎわい施設で目立つ多摩産材推進事業」の申請対象となる場合があり、「木の街並み創出事業」と同時に申請することができます。詳しくは下記まで。

育てます豊かな食とみどりの東京
公益財団法人 東京都農林水産振興財団
Tokyo Development Foundation for Agriculture, Forestry and Fisheries

〒190-0013 東京都立川市富士見町3-8-1
公益財団法人 東京都農林水産振興財団 森の事業課 木の街並み創出事業担当
Tel 042-528-0641 Fax 042-528-0619 Email machinami@tdfaff.com



リサイクル適性(A)
この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。

登録番号(31)123